

大阪・関西万博開催に向けた交通需要マネジメント（TDM）実施業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

大阪・関西万博開催に向けた交通需要マネジメント（TDM）実施業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が、令和3年7月に設置した2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会（以下「協議会」という。）において、令和5年11月に、輸送対策の取組内容の具体化を定めた「大阪・関西万博 来場者輸送具体方針第3版（以下「具体方針」という。）」がとりまとめられた。

この具体方針では、主な来場者想定ルートの設定、需要平準化策や供給拡大策による万博来場者輸送対策を実施する。これらを実施しても交通における課題が解消されないことから、一般交通の抑制、分散、平準化を目的とした働きかけTDM※1の実施が必要とされている。

本業務は、具体方針に定められた鉄道および道路におけるTDMの目標※2の達成をめざすため、仕様書「4. 関係資料等」に基づき、試行実施及び本格実施を行うものである。

そこで、本業務では、働きかけTDMを推進するため、最も効率的で効果的な広報手法や媒体等を企画・制作し、広報展開等を行うこととする。

※1：交通需要マネジメント（Transportation Demand Management）の略で、既存の交通システムの利用効率を最大化する目的で移動者側に行動変更を促す諸施策。

※2：働きかけTDM等により、以下の目標の達成をめざす。

〈鉄道〉Osaka Metro 中央線において混雑率約120%

〈道路〉阪神高速における渋滞長は、通常時の最大を超えない。

（2）業務内容

具体的内容については別紙1「大阪・関西万博に向けた働きかけTDMの係る広報等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

（3）事業規模（契約上限額）

金363,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※各年度の支払金額の上限は下記のとおりとする。

令和6年度：177,000千円

令和7年度：186,000千円

（4）契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日

（5）履行場所

本市指定場所

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、本市の検査を経て受注者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

大阪市契約規則第37条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の100分の5）の支払いが必要となる。ただし、「大阪市契約規則」第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 直近1カ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (8) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(7)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、

構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和6年5月13日（月）
・ 質問受付締切	令和6年5月21日（火）
・ 質問に対する回答	令和6年5月27日（月）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和6年5月31日（金）
・ 参加資格決定通知	令和6年6月5日（水）予定
・ 企画提案書の提出期限	令和6年6月14日（金）
・ プレゼンテーション審査	令和6年6月下旬予定
・ 選定結果通知	令和6年6月下旬予定
・ 契約締結・事業開始	令和6年6月下旬予定
・ 事業完了	令和8年2月27日（金）

6 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付

ア 受付期間

公募開始日から令和6年5月21日（火）午後5時30分まで（必着）

イ 提出方法

別紙「質問票」に記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送、FAX、Eメールによる申込を可とするが、送付後は電話確認を行うこと。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：大阪・関西万博開催に向けた交通需要マネジメント（TDM）実施業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年5月27日（月）に万博推進局ホームページにて行う。

（2）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）

（イ）公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

（ウ）情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式は任意）

（エ）使用印鑑届（様式5）

（オ）印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】

（カ）登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

（キ）直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

（ク）消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3で

も可) 【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ケ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)

※(キ)及び(ク)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(エ)～(ケ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式2-1に承認番号を記載すること)。

【共同事業体】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-2)

(イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式3)

(ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

(エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式は任意)

(オ) 使用印鑑届(様式5) ※代表構成員のみ

(カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ

(キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)

(サ) 共同事業体協定書(写し)

※(ウ)及び(エ)、(キ)～(コ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(オ)～(コ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式3に承認番号を記載すること)。

イ 提出期限

令和6年5月31日(金)午後5時30分まで(必着)

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和6年6月5日(水)(予定)に、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書(単独法人等用)(様式6-1)又は公募型プロポーザル企画提案書(共同事業体用)(様式6-2)

(イ) 業務提案書

- ・様式は自由とし、A4判両面とし、図等の使用も可とする。
- ・仕様書に定める事項について具体的に記載すること。
- ・業務実施体制についても必ず提案に含めること。

- ・用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。
- (ウ) 全体スケジュール表
 - ・様式は自由とし、A4判片面1枚までとする。
 - ・業務全体のスケジュールを記載すること。
- (エ) 業務実績調書(様式7) ※実績がない場合は提出不要
 - ・参加者が共同事業体の場合、構成員となるすべての事業者について提出すること。
- (オ) 経費内訳書及び積算根拠(様式8)

イ 提出部数

正本：1部(記名・代表者印を押印したもの)

副本：11部及びPDFデータを記録したDVD等1枚

※提出資料(ア)から(オ)を順番に並べ、通しページ番号を付け、1部ごとにクリップ止めをすること。

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

※DVD等の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

ウ 提出期限

(2) エの参加資格審査結果通知(合格)を受け取った日から令和6年6月14日(金)午後5時30分まで(必着)

エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

選定については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。

有識者会議では、プレゼンテーション審査を行う。なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

また、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日(予定)

令和6年6月下旬

イ 実施場所(予定)

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号ATCビル0's(オズ)棟北館4階
大阪府市万博推進局 会議室 ※大阪市内の他の会場に変更の可能性がある。

ウ 内容・方法等

- ・6(3)アの提出資料を使用し、企画提案(実施方針等)について口頭にて説明(プレゼンテーション)を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・1者あたり30分程度(うち説明約15分以内、質疑応答含む)とする。
※企画提案者数により、説明時間等を変更する場合もある。
- ・参加者は1者あたり4名以内とする。なお、共同事業体の場合も同様とする。
- ・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

・プレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細については、別途通知する。

(2) 選定基準・方法

評価項目		評価内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的等を十分に理解し、その実現に資する推進方針や創意工夫等が盛り込まれているか。 	15 点
企画内容	広報戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道については、万博会場に直接乗り入れる唯一の路線となる OsakaMetro 中央線において、より快適に移動可能となるよう、大阪圏の主要路線における平均混雑率である約 120%の達成を目指し広報を実施する。道路については、阪神高速における渋滞長について、通常時の最大の渋滞長が、万博交通により伸びることがないことを目標とし、その達成を図るよう広報を実施する。これらの目標達成に向けた提案がされているか。 	5 点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 万博開催期間中の混雑緩和に向けては一人ひとりの取組のみならず、各企業や団体の環境整備や行動計画の策定、実行など幅広い取組が不可欠である。また、機運の高まりが想定されるなど訴求力の高まる時期において、万博時の行動変化に向けた準備のため段階的な広報が必要である。これらを踏まえ、広報のために使用する媒体や施策を記した全体スケジュールが作成されているか。 	5 点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報のための映像・音声及び素材について、「1 (1) イ スケジュール」で作成した全体スケジュールと併せて、積極的なデジタルコンテンツの活用など、効果的な媒体（掲載先）、放映時間（掲載期間）及び地域（掲載場所）、四半期毎の概算費用などを詳細に提案されているか。 	10 点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2025年大阪・関西万博 交通円滑化推進会議」では、企業の TDM の取組意欲向上を目的として、「万博 TDM パートナー登録制度」を開始している。登録企業数の目標である 1 万社・事業所以上を達成するために企業向けの説明会を開催する等の方策が提案されているか。 	5 点
	表現計画（クリエイティブプラン）	<p>以下の視点を持ち企画・提案がされているか。</p> <p>ア 働きかけ TDM の取組を促進するため、企業または一般市民に対し行動変化を促す内容、及び万博 TDM パートナー登録を促す内容とすること。</p> <p>イ より効果的な広報となる場合は、映像以外のコンテンツも映像と一体感のあるデザイン等にすること。</p> <p>ウ ポスターやリーフレットは、イラストや図、写真などを効果的に取入れ、読者を惹きつけるデザインと</p>	10 点

		<p>すること。</p> <p>エ キャッチフレーズを用いるなど、官公庁が行う事業に対する「堅苦しい」イメージを払拭し、明るい雰囲気の内容とすること。</p> <p>オ 台詞、表現等について、商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現などは使用しないこと。</p>	
	広報実施体制	・業務履行に必要な実施体制が提案されているか。なお、リスク管理や個人情報管理を適正に行うことができる実施体制が提案されているか。	10 点
	効果検証	・試行時において、企業（行政機関含む）の取組状況を把握するための効率的な調査方法や、TDMが交通（鉄道・道路）利用、混雑状況に与える影響を評価する検証方法について提案されているか。検証方法については、具体的な検証内容、検証箇所、検証手法等が提案されているか。	15 点
		・万博開催期間中において、企業や府市、一般市民の取組状況を把握するための効率的な調査方法や、TDMが交通（鉄道・道路）利用、混雑状況に与える影響を評価する検証方法が提案されているか。なお、本格実施期間は長期（半年間）に渡るため、その都度に応じた調査方法や検証方法が盛り込まれているか。	15 点
	業務実績	・類似または同様の業務に関する豊富な受注実績や優秀な業務実績等を有しているか。	5 点
	業務経費	・業務経費見積額の積算内容は、提案業務内容に対して妥当か。	5 点
合計（委員 1 名あたり）			100 点

ア 上記の評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が 2 者以上（同点）の場合

- ・「企画内容」の項目の合計得点が高い者を受注予定者とする。
- ・前号における項目の合計得点と同じ場合は、「業務実施体制等」の項目の得点が高い者を受注予定者とする。
- ・前号における項目の得点も同じ場合は、業務経費見積額が低い者を受注予定者とする。

ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、一委員でも評価点が 100 点満点中 60 点未満もしくは 1 項目でも 0 点があった場合には、受注予定者として選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合。
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書に記載の額、2（3）の契約上限額を超えているもの。

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、全ての参加者に対し、令和6年6月下旬（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、万博推進局ホームページに掲載する。

8 その他

（１）提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」及び「大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例及び大阪府情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合は、この限りではない。
- カ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ク 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、100点満点中60点未満もしくは1項目でも0点があった者を除く場合がある。

9 提出先、問合せ先（１）「6（１）質問の受付」に関することについて

担当：大阪府・大阪市万博推進局総務部総務課（調達）

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1-10 ATCビル0's棟北館4階

電話：06-6690-7801

FAX：06-6690-7805

Eメール：banpaku-keiyaku@city.osaka.lg.jp

(2) 上記以外について

担当：大阪府・大阪市万博推進局整備調整部整備企画課

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1-10 ATC ビル O's 棟北館 4 階

電話：06-6690-7731

FAX：06-6690-7805

Eメール：gf0006@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。